24年度の国民健康保険税の税率等

24年度の国民健康保険税率等が決まりました。最高限度額は前年度と変更ありません。

前年合計所得金額が一定基準以下の場合、その段階に応じて均等割と平等割が7割、5割または2割軽減されます。

納付書等の発送方法が変わりました

今年度から納付書等を2期時に3期以降の分もまとめて送付させていただきます。資格の異動等により途中で税額が変更になる場合は、変更期以降の納付書等を改めて送付させていただきます。

年金からの天引きで納付する世帯

一定の条件を満たす場合は、申請することで年金からの天引きから口座振替による納付へ変更することができます。該当する世帯主には、7月中旬に詳しい内容を通知します。

問税務課☎43・5022

▼24年度の税率等　（　）内は23年度分

	医療分（0～74歳）	後期高齢者支援金等分（0～74歳）	介護分（40～64歳）
所得割【課税所得金額＊×税率】	7.7%（7.7%）	2.0%（2.0%）	1.7%（1.5%）
資産割【固定資産税額×税率】	18.0%（21.7%）	6.0%（6.3%）	3.0%（4.3%）
均等割【1人あたり】	2万6,500円（2万9,000円）	7,400円（7,600円）	8,000円（8,400円）
平等割【1世帯あたり】	2万4,600円（2万5,000円）	6,600円（6,800円）	4,100円（4,100円）
最高限度額	51万円（51万円）	14万円（14万円）	12万円（12万円）

＊**課税所得金額**…前年中の総所得金額（収入から必要経費を控除した金額）から基礎控除（33万円）を差し引いた金額

▼年齢別課税区分

年齢	課税区分
40歳未満	医療分＋支援金等分
40歳以上65歳未満	医療分＋支援金等分＋介護分
65歳以上	医療分＋支援金等分

後期高齢者医療制度のご案内

保険料額決定通知書を7月中旬に送付します

保険料額（❶と❷の合計）

❶均等割額4万6003円

❷所得割額（平成23年1月～12月の総所得金額等※－33万円）×9.14%

※**総所得金額等**…収入額から控除額（公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費）を引いた金額。所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません

保険料の納付方法

❶年金から（特別徴収）

10月から開始となる人は3回分（7～9月）は口座振替か納付書での納付となります。

❷口座振替・納付書（普通徴収）

7月～翌年3月まで毎月納付いただきます。年金受給額が年額18万円未満の人、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1／2を超える人、今年度中に75歳になる人、保険料納付方法変更申出書を提出している人が対象です。

所得の低い人の軽減

❶均等割額

▼23年中の総所得金額等が一定額以下の人

総所得金額等（被保険者＋世帯主）が次の基準以下の世帯		軽減割合（年額）
基礎控除額33万円	被保険者全員の各所得が0円 ※年金収入80万円以下	9割（4,600円）
	上記以外	8.5割（注1）（6,900円）
基礎控除額33万円＋24.5万円×被保険者の数 ※被保険者である世帯主を除く		5割（23,001円）
基礎控除額33万円＋35万円×被保険者の数		2割（36,802円）

（注1）本来は7割軽減ですが、軽減措置で8.5割軽減となります。

❷所得割額

所得割額算定にかかる所得が58万円（年金収入のみの場合は211万円）以下の人は所得割額が5割軽減されます。

被扶養者だった人の軽減

制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者だった人は所得割はかからず、均等割額が本来5割軽減されるところ、軽減措置により9割軽減されます。

新しい被保険者証を7月下旬に送付します

8月1日からは新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証（短期被保険者証）を送付することがあります。※住民票が作成された外国人の被保険者の人は後日、差し替えの証が届く場合があります

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1か月間に支払う自己負担額が、区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます。

現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる人には、7月下旬に新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付します。減額認定証の申請をしていない人は、総合窓口センターで申請してください。

納付相談

保険料を滞納している人には、短期被保険者証が交付される場合があります。未納のある人は速やかに納付するか、収税課（☎43・5034）で納付相談を行ってください。

問保険課☎44・3003

後期高齢者医療広域連合事務局☎078・326・2021

7月9日以降の転出手続きについて

住基カードの持参

住民基本台帳法の改正により7月9日以降に市外へ転出する場合、原則住基カードの継続利用が可能になります。現在、有効な住基カードを持っている人は、転入、転出の届出に住基カードが必要となりますので窓口に持ってきてください。転出前または転出後14日以内に転出届をした場合に限り、継続利用の対象となります。（継続利用の対象者には転出証明書が交付されません。住基カードの交付を受けていない人は従来通りです）

外国人住民の転出

外国人登録法が廃止され住民基本台帳法の対象となる7月9日以降に、外国人が市外へ転出する場合は、日本人と同様に転出地の市役所で転出証明書の交付を受けた後、転入地で転入届をする必要があります。

問市民課☎43・5023

全国市区選挙管理委員会連合会表彰

木下弘彦さんは、永年にわたる選挙管理委員会委員としての功績がたたえられ、全国市区選挙管理委員会連合会表彰を受賞しました。

問選挙管理委員会☎43・5004

▲木下弘彦さん

バス車内事故防止キャンペーン（7月）

走行中の移動は大変危険です。また貸切、高速バス等利用者のシートベルト着用は義務となっています。

問公益社団法人兵庫県バス協会☎078・391・0543

さんさんネットの番組案内

さんさんネットの各番組は毎週金曜午後7時以降に更新します。またニュースは毎週火曜と金曜の午後7時より更新します。

コミュニティチャンネル放送プログラム（毎日）	
午前6時～	お知らせ①※ごみの分別方法等
午前7時～	さんさんニュース ※市内で行われた出来事を放送しているニュース番組
午前8時～	いきいきライフ ※健康や医療、日常生活に必要な知識や教養を、講座や講演を通して放送
午前9時～	さんさん企画番組 ※市内で行われたイベント等を1時間枠で放送
午前10時～	お知らせ①※ごみの分別方法等
午前11時～	市役所からのお知らせ※各担当課からの制度案内等
正午～	さんさんニュース
午後1時～	さんさん企画番組
午後2時～	いきいきライフ
午後3時～	市役所お知らせ
午後4時～	お知らせ②※ふるさと音頭、お達者音頭等
午後5時～	他局との交換番組
午後6時～	さんさん企画番組
午後7時～	さんさんニュース
午後8時～	いきいきライフ
午後9時～	さんさん企画番組
午後10時～	さんさんニュース
午後11時～	さんさんニュース※前週の再放送
深夜0時～	さんさんニュース

▲体育会や市議会放送等の長編番組は、土曜・日曜の午前8時、午後1時～のさんさん特集拡大版として不定期で放送します。詳しい番組の内容については、放送日の一週間前よりテレビのリモコンで番組表ボタンを押すと確認・視聴予約ができます。今月の見どころは淡路三原高校郷土部創部60周年記念式典、ビーチバレーin南あわじ、南あわじそうめんまつりです

広告

プロの証 近畿運輸局長認証

自動車分解整備事業

看板に偽りなし！

自動車のプロフェッショナルの証

黄色い看板の自動車整備工場

南あわじ市自動車整備協議会加盟店へ！